

## 平成18年度第2回

### 米子市建設工事等入札・契約審議会会議録

- 日時 平成19年2月28日(月) 午後2時から  
場所 米子市役所本庁舎401会議室(4F)  
出席者 委員：松原会長、竹下委員、牧田委員、中村委員、大山委員  
事務局：森林総務部長、加藤水道局総務課長、成谷耕地課長、末葺入札契約課長、  
奥谷契約係長外
- 議題 (1) 米子市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の見直しについて  
(2) 入札及び契約の運用状況について  
(3) 談合情報が寄せられた入札について
- その他 (1) 公開・非公開の別：議題(1)(2)…公開、議題(3)…非公開  
(2) 会議資料の有無：有り(議題(3)については非公開)  
入札及び契約の運用状況資料(H18.4.1～H18.12.31)  
入札及び契約の運用状況抽出案件資料 平成18年度(平成18年12月31日以前)  
建設工事等入札・契約審議会追加資料  
2005年度入札調書の分析結果について(第13回全国市民オンブズマン福岡大会)  
(3) 次回開催予定：未定  
(4) 問い合わせ先：米子市総務部入札契約課(電話：0859-23-5366)

奥谷係長 本日の会議の主な流れにつきまして、下関主任のほうから説明をします。

下関主任 本日の審議会ですけれども、案内のほうには運用状況のその他の項目であげさせていただきましたが、その他の項目といたしまして、指名停止措置要綱の改正の件について審議をお願いします。それと、談合情報が寄せられた奥谷池の改修工事の件についても審議をお願いします。審議の順序ですが、予定とは変更しまして最初に指名停止措置要綱のご審議をお願いします。これは新年度から適用したいと考えておりますので、今回の審議会においてご意見をいただきたいと思っております。つづきまして、第3四半期までの運用状況についてご審議をお願いします。時間的には3時半ごろまでにはその審議を終えていただいて、あるいは継続審議になるかもしれませんが、その場合については引き続き次回の審議会でご審議をいただければと思います。最後に3時半ごろから、談合の件につきましてご審議をお願いします。

奥谷係長 なお、補足説明ですが、審議の過程につきましては原則公開方式となっておりますので、指名停止措置要綱の見直し案と今回抽出いただきました案件資料につきましては公開方式ですが、そのあとの談合情報のありました奥谷池改修工事につきましては非公開方式となります。

#### 議題1 米子市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱の見直しについて

奥谷係長 では指名停止措置要綱の見直し案から報告します。

追加資料の2ページをご覧ください。今回の指名停止措置要綱の見直しですが、去年の審議会でも、独占禁止法の違反があったときの指名停止について、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の運用モデルが改正された時点で見直しをすることにしていましたので、このことを最初に見直し案として、提案したいと思います。

ご存知のように、独占禁止法が改正されて公正取引委員会の捜査権限が飛躍的に向上しました。いままで指名停止をする時期としては、独占禁止法の違反があったときでも、公正取引委員会のほうから排除勧告や課徴金命令があったからといって、すぐに指名停止を行わず、相手方が認めた時期に指名停止をかけているのが公契連の運用モデルであり、公正取引委員会

の排除勧告を受けてから1、2年経ってから行うというのが実態でした。当時の公正取引委員会の権限からすると、排除勧告とか課徴金命令については確証があるものではないということで、このようになっていましたが、全国運用モデルが改正されましたのでそれにもなって改正します。指名停止期間につきましては変更ありませんが、開始時期につきましては公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令があったときにすぐ指名停止をかけるという形に変更したいと思います。そのうえで、今回独占禁止法が課徴金減免制度を取り入れていて、独占禁止法を違反したという業者が立入検査前に自ら違反事実を申告した場合、つまり表に出る前に自首してきた場合には、最初に申告があったものから3社までは課徴金を減免するというものです。だから早く自首しなさいという司法取引的な要素が含まれています。独占禁止法違反というのは、なかなか表に出にくく、内部からの告発がおおきな材料になりますので、今回の公契連の運用モデルも、そのように自ら反省をして申告をし、課徴金減免制度の適用になった業者に限っては指名停止期間を3ヶ月という通常の2分の1に短縮をして軽減しようという形になりましたので、米子市もそれにあわせたいと思います。

つづきまして、2番目ですが、今談合事件がいろいろと取りざたされているなかで、談合事件がおきた場合の指名停止の期間を強化するという内容です。これにつきましては、現在6ヶ月以上24ヶ月以内という規定になっていますが、この下限を6ヶ月から12ヶ月に強化をしたいと思っています。上限はあげないのかというご指摘があるかと思いますが、現在地方自治法施行令の中で入札の参加を禁止させるという期間の上限が2年となっていますので、それとのバランスをとるため24ヶ月以内というのは変更ありません。ただし国が談合対策の強化の一環として、地方自治法施行令の改正で3年に引き上げるのが一つの案としてでていますので、施行令の改正があれば上限の引き上げがあると考えています。市としては上げられるほうをひとまず上げて、特に市の発注工事において談合があったときには最低でも1年間工事に参加できないように厳しくするという内容であります。この改正につきましては、全国的にも指名停止期間の強化ということで出てきている内容であります。

つづきまして3番目です。これにつきましては、米子市のオリジナル的なところがありまして、ご意見をお伺いしたいと思っています。市の発注工事における談合事件で起訴猶予された場合の業者への指名停止措置です。市発注工事における談合事件において、逮捕又は公訴を提起されなくても、本人が事実を認めた上で起訴猶予処分となったときには3ヶ月以上6ヶ月以内の指名停止期間を設ける、という案をのせています。現在の米子市の指名停止措置要綱では、談合事件があったときの指名停止は逮捕又は起訴されたときとなっています。したがって、書類送検だけされた場合では指名停止はしないという形になっています。しかし今回県の発注工事の談合事件において、落札した大和が談合を主導したということで有罪判決になり指名停止となりましたが、入札に参加した4社につきましては書類送検されましたが、起訴猶予処分という扱いになりました。この起訴猶予処分というのは、嫌疑は十分あるが、本人が反省しているなどいろいろな判断で検察庁が不起訴処分をした、ということであって、取り調べを受けたその4社は談合があったということは認めているという話でしたので、県は指名停止をかけました。これも要綱としては書類送検の場合は指名停止をかけないという仕組みの中ではありましたが、直轄工事という立場で、それをなにもお咎めなしというのはおかしいという判断だと思えますし、もし米子市の直轄工事で同じような事情があれば、本人たちが談合を認めたのに、何の措置もしないというのは談合に対して厳しい姿勢を示したといえなくなるということで、市の場合では最初から明確にしておくということで提案しました。そもそも指名停止要綱というのは発注者側が勝手にここを指名したり指名しなかったりというような恣意的な運用をしないように、指名停止について対外的に明確にした基準ですので、その基準にないものを勝手に指名停止にというのは問題があるということで、今回は指名停止にはしなかったのですけれども、今後市の発注工事について市は厳しくいきますということを明記しようというものです。ただ、これは米子市オリジナルのところがありまして、市の発注工事のみが対象ということで、これが県とか国とかの発注工事につきましては、従来どおり、起訴されない場合には指名停止

は行わないという立場です。これは全国の運用モデルとかけ離れると具体的に説明出来ないところもありますので、あくまでも市の発注工事については厳しく当たるというスタンスであります。

以上が今回の改正の説明ですが、あと文章をどのように整理するかにつきましては、今検討しているところですので、考え方についてはこれでご理解いただきたいと思います。

松原会長 指名停止措置要綱の見直し案につきましてご説明いただきましたが、なにかありますか。

牧田委員 指名停止の期間につきまして、真ん中の指名停止期間の強化では6ヶ月を12ヶ月と強化すると、これと対比して新設分では3ヶ月以上6ヶ月以内と期間を設定しているが、この2つをどう考えたらよいか。

奥谷係長 オリジナルの3ヶ月以上6ヶ月以内の期間の設定につきましては、逮捕又は起訴された場合が今回強化して12ヶ月ですので、そこは差を設けたいということで、最低が12ヶ月でその半分を上限として6ヶ月、下限は通例その半分ですので、3ヶ月ということで3ヶ月以上6ヶ月以内ということです。

牧田委員 指名停止を厳しくするというので、3ヶ月以上6ヶ月以内よりも6ヶ月以上12ヶ月以内ということも案としてどうでしょう。

奥谷係長 米子市のオリジナル的なところがあり、全国的には指名停止をしないなかでいきなりそこまでしているのかという問題があります。一般的には指名停止を受けないものですので、出発といたしましては3ヶ月以上6ヶ月以内と判断しました。

中村委員 この指名停止を設定することによって、どのような効果が生まれてくるのか。例えばこの3ヶ月以上6ヶ月以内というのが業者にとってかなりこたえるものなのか、警告的なものなのか。

奥谷係長 かなりダメージがあると理解しています。いままで指名停止できるのが逮捕又は起訴された場合であり、捕まるのは大体落札した業者で、協力した業者についてはほとんどが起訴猶予処分ということで、指名停止をしていませんでした。そこで、落札しなくても協力だけなら何のお咎めもないというような気持ちをもたれては困りますので、協力したこと自体で刑法上の刑罰は受けなくても、指名停止措置を受けるということであれば、談合に協力することにブレーキがかかると考えています。

竹下委員 みんなで談合しておいて落札してないから何もないというのはおかしい。加担をした事実は司法の場でも言われている。とりあえず期間を設定して、その後さらに強化をするのはなかなか難しい。やるとすれば、最初からそういうことに手を染めないように、3ヶ月でなく、もっと長くしたほうが良いと考えます。

松原会長 首謀者も協力者も同等であると。

大山委員 私も逮捕、起訴された場合と起訴猶予された場合とで、そんなに差をつけることに、それほど必要があるだろうかと思います。幅を設けておいてその中で処分を個々に決めていけばいいというものもありますし、刑事上の問題と市の指名に対するスタンスというのは同じでなくてもいいと思いますので、厳しくしてもいいのではないかと思います。

松原会長 これは今日成案を得るということではなくて、そういう意見があったということで。

奥谷係長 では、今のご意見をもとに何ヶ月から何ヶ月という期間は継続審議させていただきます。実績としまして、県の談合に参加した4社に対しての指名停止で3ヶ月というものがありますので、その行政上のバランスと、今日のもっと長くすべきというご意見をもとに、この指名停止期間につきましてはこちらのほうで検討させていただくということで、ご了解いただけますでしょうか。

竹下委員 もう一点。県の談合での協力4社が県に出した申立書の中で、不起訴処分の場合には刑事手続き上無罪と推定されるだけでなく、処罰を行うに足りる行政罰にも値しない、というふうに4社の弁明書が出ているわけです。こういう見解を平然とだしているわけです。

奥谷係長 では見直し案につきましては、ご意見をふまえて継続審議といたします。

## 議題2 第3四半期までの入札及び契約の運用状

## 況について

- 松原会長 各委員からそれぞれ抽出案件が出ていますので、それぞれ1件ずつはご審議いただきたい。
- 下関主任 まず、事前に問い合わせのあった件について先にお答えします。委託のNO.10の耕地課の弓ヶ浜海岸河口開削業務委託につきまして、これは単価契約でして、本来なら予定価格504/m<sup>3</sup>、契約金額472.5/m<sup>3</sup>とするところを間違えていました。そのことにつきましては、抽出案件一覧で訂正しました。もう一点、水道局のNO.57車尾水源地外遠方監視制御装置改良工事ですが、当初工事案件を抽出してもらうときの資料には金額が大きかったもので、きちんと数字が出力されていませんでした。今回はきちんと数字が出たものを出しています。それと工事のNO.191東福原三丁目枝線その2工事ですが、途中で契約解除した案件ですけれども、中村委員から質問をいただいています。
- 奥谷係長 このアトラスにつきましては、民事再生法を申請されまして、今のままでは出来ないという辞退の届け出がでましたので、契約解除とさせていただきます。
- 下関主任 以上がご意見ご質問をいただいていたものの説明です。
- 竹下委員 NO.56市道等道路維持補修(その1)工事ですが、これは内訳書が5,200万、入札執行表の中の入札金額が520万となっていますが、これは低入で失格なのでしょうか。
- 奥谷係長 これは入札書と工事内訳書の金額が不一致ということで自動的に失格としました。
- 竹下委員 だれが出されたのでしょうか。
- 下関主任 委任を受けた代理人が出したとは思いますが、全社出席されて入札会場で提出されたものです。
- 竹下委員 入札金額というものは何回も確認するものなんですよ。このような間違いを平然とやっている。こういうことにも問題があると考えます。
- それから、NO.105大谷地下道排水ポンプ取替工事の見積調書、これは(有)服部電気工業所は予定価格より高いがどういうことか。
- 奥谷係長 これは随意契約ですので、予定価格は公表しないことになっており、相手方には金額がわからないので、これはありうる話です。
- 竹下委員 それから、NO.245皆生処理場高圧二次側設備改築工事、この内訳書を比較してみますと落札した東芝が64,500,000円、そのとなりは71,400,000円なんですよ。機器というのは、機械そのものの金額なのになぜこんなに違いがあるのか。
- 椎木次長 この機器はメーカーによって全然違います。
- 竹下委員 少なくとも仕様の機器と同等またはそれ以上になりますよね。
- 椎木次長 仕様は明記しておりますが、メーカーによってかなり違います。
- 竹下委員 メーカーによって違うということは、仕様書以外の機器で見積もりしてもよいということか。
- 椎木次長 どこかから買ってくるというのではなく、それぞれの自社製品で出していますので差は出てきます。
- 竹下委員 東芝というのは談合の常習で、いろいろ内訳を見ていると調整しているとしか思えない
- 奥谷係長 これは性能指定ですよ。
- 椎木次長 性能といいますか仕様です。こういう形のものをお願いしますということです。
- 竹下委員 工事費の内訳書がないとわかりにくい。それであえてたくさん抽出させていただいたのですけれども、しかもこれは5社辞退なんですよ。2社で入札をやっているんですよ。7社あってそのうち過半数が辞退して、まあ2社いるからいいかなということで、やられたんでしょうか。
- 下関主任 入札の辞退というのは、自由に辞退しても差し支えないという考えです。2社以上ないと入札が成立しませんので、結果的に複数入札参加者がいるということで入札としては成立という考えです。
- 竹下委員 それは理解しているんですが。7社のうち5社が辞退ということは関わりあいたくないというのか。しかも落札価格をみると95.6%で落札になっていて、もう1社のほうはどうかというと、99.5%。これでも競争という形になるのか。

- 椎木次長 辞退の理由はよくわかりません。
- 下関主任 辞退ということに関して、具体的にどういった理由で辞退なのかというのは問わないことにしています。辞退という事実を通知していただければよいということです。
- 松原会長 どのように辞退するということは稀なのか。
- 奥谷係長 辞退する業者が多い入札は確かにあります。機械自体の改修工事になりますと、もともと設置したメーカーを取り扱うところが有利になりますが、金額が大きい場合にはA社と随意契約でいいのかという、いま随意契約というのはいろいろと問題がありますので、ほかでもできるのではないのかという意味あい、ひとまず入札にかけてみます。広く指名をして他社の機器ですけどどうされますか、という意味あい。ところが開けてみたらやっぱり他社の分はむづかしいということで辞退をされるというケースはあります。市の入札の仕方としましてはできるだけ随意契約を避けるようにしていますので、いままで技術的にそこしか出来ないだろうと思って随意契約していたものもひとまず入札にかけて、かけてみた結果1社しか出てこなかったとか、2社しか出てこなかったとか、それは競争性のうえでの話して、勝手に市が1社との随意契約ではなく、まずは入札という形の中で辞退というのがあります。
- 竹下委員 その辞退した企業の図書の購入の追跡はされているのか。
- 奥谷係長 通常の指名競争入札の場合は郵便入札と違い買ってもらおうという形ではなくて、遠距離なので郵送する場合と、市の閲覧室で図書をコピーしてもらおうという場合との二通りあります。これがどちらの場合だったかはわかりませんが、その意味で設計図書購入の確認はできません。
- 竹下委員 何を言いたいのかというと、図書をざっとみてとりあえず辞めたのか、積算をやってこれは無理だという形で手を引かれたのかどっちでしょうかということです。
- 奥谷係長 それはわかりません。
- 竹下委員 今後もまた発生するだろうし、辞退の理由の問題は今後の検討課題として欲しい。
- 次にNO. 300の米子市淀江町地区情報通信放送施設整備工事、これは落札したところが他社に比べて直接工事費が高く現場管理費や一般管理費が低くなっている。こういう数字になっているというのは、これは談合をやっているのではないか。
- 奥谷係長 一般管理費は各社結構ばらつきのあるところですし、設計の段階では当然、経費率はありますが、ある意味これは会社の儲けの部分でありまして、低い入札のときにはここをすごく落とすという、結構さじ加減がきくところですので、この部分で比較というのはちょっと難しいのではないかと。
- 竹下委員 直接工事費でプラス、その他でマイナスをつける。談合をしているように感じるからこのような質問をしている。
- 奥谷係長 この経費の率と金額の合理性について設計担当者呼びますので、それまで保留とします。
- 竹下委員 最後にもう一点、NO. 124の米子市立学校給食センター改築建築主体工事設計業務。これは一回目の入札では落ちなくて二回目に入ったというものですけど、清水設計が一回目も二回目も最低金額ですが、こんなことがあるのかなと疑問に思っているところで、談合ではないかと考えています。
- 大山委員 竹下委員の案件の中でNO. 245 皆生処理場高圧二次側設備改築工事の分で辞退扱いになるのは、入札までということですよ。その時点ではどこが入札しているのかというのはわからないということですよ。
- 下関主任 今年から全ての入札の参加業者を非公開にしていますので、基本的にはわからないはずですよ。
- 大山委員 入札する前にみなさん辞退しますということですよ。
- 下関主任 文書であつたりとか、急ぐ場合には電話とかで連絡が入ります。
- 中村委員 電気とか建築とか業者が少ないところというのは、順番に落札しているような感じがするんですけども、これだけ見てもそのところがなかなかわからないので、例えば過去何年間の入札状況というのは出していただけますでしょうか。
- 下関主任 過去の落札状況、どういった業者が指名に入って、どういった業者が落札したのかというのはデータがありますので、出すことはできます。

中村委員 測量ですとか電気ですとかそういった業種を絞って出していただけますか。

下関主任 この業種とか言っていただければ資料は十分出せます。

中村委員 測量と電気と造園

下関主任 それはどの程度の期間を。過去3年とか。

中村委員 そうですね3年。

下関主任 項目としては落札業者名、参加した業者、金額でいいですか。

中村委員 はい。

下関主任 電子データですか、紙がいいですか。

中村委員 電子データで。

下関主任 ではエクセルの形でお送りさせていただきます。

竹下委員 入札に参加したグループでの落札状況ということ。

中村委員 これを見ていると本当にきれいに振り分けられている気がするんですよ。もうちょっと長い間を見れば何か出てくるものもあるのではないかと。

下関主任 そのあたりの規則性があるのかないかわからないですけども、ばらけていても、1社とか数社に集中していてもどちらにしても疑問がでると思いますので、なかなか難しいところではあると思います。先ほど言われたようなデータは用意させていただきます。

大山委員 入札及び契約の運用状況の資料のなかに入札日を加えていただくことは可能でしょうか。

下関主任 はい。日付を入れることは可能です。

大山委員 同日に複数の入札というのはあるわけで、どの日にそういう入札があったのか知りたい。

下関主任 それは今後の資料からいいですか。

大山委員 はい。

大山委員 NO. 268 の淀江小学校屋内運動場改築建築主体工事ですが、これが2社JVということで、審査表で個々に評価が入っていますが、この評価というのは両方とも合わせた評価でしょうか。

下関主任 そのJVのグループとしての評価ということで、どちらの実績でもかまわないということです。

大山委員 では、高いほうということで。

下関主任 そうです。一番高いほうで。

大山委員 あとこれは全てにおいて言えることで、先ほど竹下委員がおっしゃったことと同じですが、内訳書の中身を比較してみますと、例えば、NO. 160 の彫刻ロード整備工事なんかも、直接工事費というのは見積もりとかで表されて客観的に数字として判断できる場所ではあると思いますが、どこで調整がされているのかなと思うのが、現場管理費とか一般管理費とかが各社全然金額が違ってきますし、NO. 268 の淀江小学校屋内運動場改築建築主体工事なんかものすごい金額が違ってきますが、こんなに違うことがありえるのでしょうか。どういう見積もりがなされているのか疑問ですけども、そのようなところは別に見ずに数字だけで判断されているということでしょうか。

下関主任 低入札とかにならない限りは、内訳書は入札書の添付書類としての扱いにしかすぎませんので、入札していただいた金額で落札かどうか判断するという形になります。ただ低入札になった場合については、本当にそれが見積もられた金額でできるのかどうかを確認するために中身についても詳細な資料を出していただくということになっています。調査基準価格を下回らないのであれば金額の総額としては十分工事が可能であると考えていますので、一切中身は問わないことにしています。

大山委員 そうすると低価格入札をされたところにだけ内訳書を出してもらえば、その他は内訳書をつける意味があまりないと思うのですが。

下関主任 内訳書自体が積算をせずに出す業者さんがいるのではないかとということで、積算したのだったら、簡単な内訳書ですが、出せるだろうということで、積算されたという担保という意味で出してもらっています。それと低入札になるかどうかというのはその時点ではわかりませんので、低価格入札であれば、すでに出された内訳書とその後に出される詳細な積算資料を比較することが可能ですので、本当にきちんと積算されていたのか調査をする上での比較資料になり

ます。そのためにも求めていますし、談合情報等があった場合にもこれが一つの比較資料になりますので、そういった意味あいですべての入札について、求めています。

大山委員　いくらでも中身を操作できるような、裏付けのない見積もりを出されるようだったら本当に見積もりをしているかどうかを考えてもあまり意味のないような。ひどい数字が出てきているというのが、NO. 268 の淀江小学校屋内運動場改築建築主体工事の一般管理費がそれぞれで3倍ぐらい違うところがある。はたしてこんなことがあるのかと思います。これで本当に適正な見積もりがされているのかと考えます。具体的にどういったものを参考にして出ただとか、そういうものはないのでしょうか。

下関主任　低価格入札の案件でしか裏付け資料を求めません。通常の適正な価格帯で収まっている案件についてはその裏付け資料はないので、わかりません。

大山委員　正直、この資料だけではどうも判断できないんですね。数字を見てもこれが適正なのかどうか分からない。判断のしようもないし、わからないままで過ぎていくという感じなので具体的な資料が欲しい。

松原会長　今の話とも関連するんですが、NO. 233 の農業集落排水事業伯仙地区污水处理施設機械設備工事。どうして予定価格が3億円以上のものが1億9千万でできるのか。本当にそれでいいのかということですね。低入札で調査されているので、それでいけると判断されたのでしょうか、そのところをかいつまんで教えてください。

奥谷係長　最初に工事内訳書がこれではわからないという話ですが、いざ低入札があったとき、入札書に添付いただいた内訳書の詳細なものがあるはずですので、購入あるいは閲覧いただいた設計図書に相当する項目で細かい部分まで金額を入れたものを出していただくようにしています。その段階で下請けに出すのであれば下請け見積書とか材料の購入費とか出させていただきますし、それが実際仕様書にあっているかどうかなど細かく確認していきます。その際業者がいい加減な積算をし、資料を出す段階で慌てて修正して最初の工事内訳書と違うものが出てきたというような話になれば、最初からこれはいい加減でしたねという指摘ができます。最初に出口のところを押さえていますので、簡単といえども一応それなりの内訳がなければ不自然な工事内訳をしたということになります。今回の内訳については機械の関係でしたので、各社それぞれ市が指定した内容を確保しているのか、規格にあったものになっているのかかというような検査を担当者のほうで行いまして、この物件については、企業努力で安くなるという物件で品質は確保されているということです。業者の言い分としては、農業集落排水の伯仙地区の污水处理施設というのが、全国的にも規模の大きな施設で、今回米子市の分を落札するとおそらく全国どこでも入札参加条件を満たすことできるというような物件でしたので、営業戦略上これをとる価値が大きいということでメーカーの方が企業努力をしたとのこと。市としましては品質に問題なければOKということで、有効決定しました。最初出してもらった内訳書が簡単なものでも、実際調査をするときには詳細なものを提出していただくことになっておりますので、ご了解いただきたいと思います。もしそのような調査になったときの資料が見たいということでありましたら、お見せできます。

椎木次長　先ほど奥谷係長が言ったように、全国的にもこの実績をあげればどこも応募できるという規模で、機器費が半額ぐらいで、メーカーが特別に安くしたということ。各社メーカーの見積もりをきちんと取ってありました。

竹下委員　今の発言ですが、P177 の機器費は1億1千万円です。それで落札したところが1億3千2百万円ですが、その話は矛盾するのではないのでしょうか。機械というのはそんなにかわるものではないでしょうか。落札したところが今回どうしても落としかつたのなら、機械ももっと安くしているのではないのでしょうか。落札したところより機器費を安くしているところがあるというのはどういうことでしょうか。

椎木次長　その一番安いところは確かに異常でした。

竹下委員　基本的には、現場管理費だとか、一般管理費だとかは調整項目なんですよ。積算に根拠があるとは到底思えない。それは企業努力でしょうが。本当にそんな金額でできるのかどうか。安

全衛生とか下請けとか技術者の配置とか。

奥谷係長 今のお話は適正に工事が履行されるのかということでしょうか。市も低入札の場合には、通常配置される技術者プラスもう一名専任の技術者の追加をお願いしていますし、市の監督体制も通常は職員一名がつきますが、それプラス担当係長が監督員でつきますので二名体制という形にしています。さらに抜き打ち検査を通常より多く行いまして、工事が適正に行われているかどうか完成まで管理するという体制にしています。

牧田委員 工事成績の低いものをどのように市のほうで評価されているのか。

奥谷係長 悪い工事成績を出したものに対して、どのような処置をしているのかということでしょうか。

牧田委員 どのくらいの点数を出せば米子市ではOKなのか。評価です。

下関主任 評価の基準というものは設けております。

牧田委員 基準はあるでしょうが、このように低い場合にどのようにとらえているのか。

奥谷係長 一生懸命していい成績を出した方と悪い成績の方と、なんらかの格差をつけなければならないということで、市の場合には工事成績はすぐには反映しませんが、翌年度以降の格付けの際には、工事成績が反映されます。工事成績によってはAランクだったのがBランクに落ちる可能性もある。あと個別の入札で、郵便入札の場合には、応募者多数のときに二割を指名しないというようになっており、そのときの点数のつけ方に工事成績も採用しています。この工事成績が悪ければ応募者多数のときに指名されないという形で対応しています。工事成績がいいほど格付けが上がるし、郵便入札でも入札に参加しやすいということになります。

郵便入札の点数のつけ方の参考例を資料でお配りします。

工事成績と指名件数、受注量、適正と四つの項目がありまして、その中で工事成績が過去四年間における工事成績の二分の一をもってきていますので、ここで低ければ指名できないようになります。といいますのが、指名件数のところは20点が持ち点で、指名をもらえたらもらえたほどその都度減点して、まだ指名されてないところが指名されやすくなります。受注量も30点を持ち点として、受注があったところはどんどん減点されて、受注がないところが入札に参加しやすくなるような形です。適正は10点を基準としまして、来年度は変わりますけど、今のところは、前年度60点以下の成績があった場合は5点減らすと、来年度からは90点以上出したところは逆に5点プラスするという形です。そういう意味で最初の出発点のときは指名件数、受注量のところはみなさん同じですので、完全に工事成績で入札参加者が決まるという形にしています。

松原会長 今まで落札業者があまりかさならず順番にまわっているように感じるのは、受注量、指名件数などで一度受けると点数が落ちるからというのもあるということでしょうか。

奥谷係長 できるだけ多くの方に受注してもらおうという問題がありますので。

大山委員 委託のNO.117の皆生処理場監視設備改築実施設計委託。これが金額にかなり差があり、落札率も36%とかなり低いわけですが、これは工事とは内容が違いますので、一般的に見積もりといっても何がいくらかるとかわからないでしょうけど、金額だけで判断されるのでしょうか。

下関主任 委託業務については、工事のように低入札価格制度のように調査制度自体を導入しておりません。それに、もともと調査基準価格も設定しておりません。金額だけの競争で最低価格提示業者を落札者としています。

大山委員 調査基準価格がないといっても、一応予定価格があるわけですね。ということはなんらかを基準にして予定価格は決められるわけですね。金額にあまりにも差が出てくるとなると、それが適正にできるのだろうかという判断にならないのでしょうか。いくら低くても調査はしないということですね。

下関主任 最初のころは最低価格業者を落札者にしなくてもいいということに決まっていたのは工事だけだったのですが、委託業務についても、そのように低価格で落札される業者が頻発するようになって、最低価格業者を落札者にしなくてもいいという、法律の改正が行われました。それ



に対して米子市のほうではまだ委託業務については低入札価格調査制度を導入してない関係で、金額だけの制度になっています。

大山委員 では本当に数字だけ見るといことですね。

松原会長 委託内容を満たしているかどうかは結果でチェックするしかないのか。

下関主任 それに適正に履行されるかどうかというのは、こちらからも監督員がついて指導していくわけですので、その場で適正なものにさせるような指導をし、施工体制の中で履行をはかっていくということになります。

松原会長 例えばこれは不明水調査という調査業務ですよ。

下関主任 これにつきましてももちろん米子市から監督員がつきますので、そのもとで業務を行っていくことになります。現場で適正に履行させるのも監督員の役目です。

中村委員 委託のNO. 120 の福米西小学校校舎増築建築主体工事実施設計業務委託ですけれども、こういった委託も金額だけで判断するのか。デザインなどの判断はないのでしょうか。

下関主任 大まかな概要は指示しますが、金額だけの競争ということになります。ただ、デザインなどを重視する場合につきましては、こういった形での入札ではなくて、プロポーザルであったりとか、別の提案型の入札方式をとりますので、この案件につきましては、基本的には金額での入札というやり方になります。従来からデザイン性を重視した案件は少ないです。

竹下委員 内訳書を見ると一般工事の内訳にある土木工事のように工事項目などが各社バラバラで、なかなか比較しづらい。比較検討できるような積算項目を統一した書式にしてほしい。できたら今後は入札希望各社に指示してほしい。

奥谷係長 基本的には設計図書の項目にそったものを書くようにお願いしています。詳細についても設計図書の項目の中身にあったものを書いてもらうようにしています。その上で談合等の調査のときは、設計図書の項目にすべて合わせて出してもらうようにしています。最初から詳細な内訳を出してもらうと、調査の段階で不自然な点を見つけることが困難になってきます。

下関主任 基本的なフォーマットは決まっているが、業者によってさらに詳しく出してくるところもあるが、それはそれでいい。

松原会長 項目は指定しているだろうが、見やすいようにフォーマット、様式を指定してほしい。

松原会長 時間もきているようなので、先ほどの質問の回答を。

奥谷係長 竹下委員からご指摘を受けた NO. 300 の米子市淀江町地区情報通信放送施設整備工事の一般管理費、現場管理費の件ですが、建築課の担当から聞いたところ、各社独自の経費率をもっていきますし、裁量がきくところですので、これをもって不適切とはいえないとのこと。

竹下委員 それでいいのかと思う。下請けにしわ寄せがくるんじゃないかとか。

奥谷係長 ちなみに、低入札調査のときには下請けの見積もりも出させるので、下請けいじめがあるかどうかも見ることができます。

松原会長 それでは入札及び契約の運用状況に関する審議はこれで終わりにします。

..... ( 休 憩 ) .....

### 議題 3 談合情報が寄せられた入札について 【 非 公 開 】